

【事案Ⅲ－3】自然災害共済金請求

・平成27年9月16日 和解成立

<事案の概要>

台風・暴風雨等により水漏れ被害等が発生したので、長期積立満期型火災共済（以下「満期型火災共済」という。）の自然災害共済金の請求をしたところ、風災には該当せず、水災で損害割合が3%未満であることを理由に自然災害共済金の支払を拒否されたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、自然災害保障付火災共済の自然災害共済金883,740円を支払え、との判断を求める。

- (1) 請求に対する通知によると損害額が共済価額の3～5%未満となるので支給できないとのこと。
- (2) 過去2回同様な理由により支給されたのに、今回は該当しないというのは約款・事業規約に違反するのではないか。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 外壁の亀裂は、風による偶発・突発的な損害とは認められない。
- (2) ベランダ天井の損傷は上階ベランダから雨水の侵入によるものであり、コーキングの劣化と判断する。（雨水の侵入を認め修復済みとのこと）
- (3) ベランダ床面の損傷は、物体の落下によるものとは認められず、むしろ物の固着による表面材の剥離と判断する。

その他、建物内部の濡れ損・シミは、長期間に渡って徐々に生じた感も否めないが、濡れ痕が確認できるため、水災として内装修理・クリーニングに加え、ベランダ軒裏の修理（申立人より提出の見積書に基づく）を認める（損害認定額：301,536円）。しかし、「自然災害共済金を支払う場合」は、水災によって生じた損害割合が3%以上の場合が要件となることから、水災を認めるも支払要件を満たさず支払い非該当となる。

<裁定の概要>

審議会により行った書面鑑定の結果、一部風災による損害が認められ、自然災害共済金の支払いが妥当と判断されたため、当事者双方に自然災害共済金相当額の解決金を支払う旨の和解案を提示をしたところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。